流域治水検討委員会（行政部会）における論点整理

項目	議論の方向性	検討経過	住民会議でのご意見	WGで提案された具体策	基本方針（原案）への反映	実効性確保のための方策
（1）自主防災組織の充実	住民の方々とどうタイアップしていくのかが大きな課題であり、組織率等の淡々としたデータだけではなく、各組織の現状を一度つぶさに認識する中で、行政としてどのようなお手伝いができるかという視点から議論を深める。	■自治会長を対象とした地域防災力アンケート調査の実施 ・地域活動度が高い地域ほど地域防災力が高い傾向が見られ、地域や組織の活性化を図ることが必要。 ・火災や地震を対象とした活動となっており、大雨を想定した活動が非常に少なく、水害に関する意識を高めることが必要。 参考資料2	・自助を促すための公助があってほしい。 ・活動を長続きさせるために、助成金また報奨制度、活動の表彰などを行うことも大事では。 ・集落にはもう年寄り夫婦しか残っていない。隣の集落と防災協定を結び、お互い協力し合うという関係を持つべき。 ・地域に根差したリーダーをつくること。またその地域のリーダーを支援するための防災ボランティアのような新たな人材をつくるべき。 ・滋賀県民は災害があれば休みますよということを宣言することが必要ではないか。	①県、市町は、地域防災力アンケート結果や浸水マップを活用して、自治会ごとに弱点を補うきめの細かい支援を行う。（出前講座、避難訓練、R-DIGなど） ②市町は自治会や自主防災組織などの地域組織の活動に対して宝くじコミュニティ助成事業等を活用した助成を行うなどして、より活発な活動を促す。 ③県、市町は積極的な組織の活動を讃え、その内容を広く紹介したりして支援する。 ④市町は、組織間で応援協定を結ぶなどの組織同士の連携が行われるよう支援を行う。 ⑤県、市町は、地域の防災活動の中心となるリーダー等を養成する。 ⑥県、市町は、災害時に県民が仕事を休みやすいように、企業に要請する。	①→（4）1）知恵を広める ②③→（4）3）組織をつくる ④→（4）3）組織をつくる （4）4）仲間をつくる ⑤⑥→（4）2）人を育てる	1．「水害に強い地域づくり計画」の策定 河川管理者が策定する「河川整備計画」と、住民と行政が協働して策定する「水害減災計画」からなる「水害に強い地域づくり計画」を策定し、各地域の実情に応じた対策を段階的に実施していく。 2．推進体制の整備 「水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」を全圏域に設置し、関連部局が連携して対策を検討実施していけるような体制を整備していく。 3．水害リスクに適応したまちづくりへの仕組みづくり 河川管理者が新たに示す水害リスク情報（浸水マップ）に基づいた条例等による規制・誘導策については、今後さらに学識経験者からの助言指導を受け基本的な考え方をまとめるとともに、来年度以降「水害に強い地域づくり計画」の策定と平行して、具体の仕組みづくりを進めていく。
（2）ハザードマップの作成と活用	住民と一緒に作るのが効果的ではないかという意見もあり、これから作成するところでより良いものを作っていくためにはどうするべきかについて議論を深める。	■新たな浸水リスク情報の提供 ・水防法に基づく浸水想定区域図は大河川の氾濫についてのみの状況で、中小河川や内水についての考慮はされていないなどの特性があるため、県はより現実に則したはん濫解析を実施し、その結果（浸水マップ）を市町のハザードマップ作成などのために提供する。 参考資料3	・ハザードマップの状態をもっと行政も、地域の住民に対して徹底して説明をする必要がある。 ・地域に出向き、ハザードマップについてのきちっとした勉強会、出前講座をやっていく必要がある。 ・ハザードマップのきちっとした行政の考え方、避難の仕方、また組織のつくり方、その伝達をそういう出前講座で繰り返していく必要がある。	①県は、中小河川や内水について考慮した浸水マップについて、市町とともに出前講座などを通して、県民に周知する。 ②県は、流下能力や水害履歴などの河川情報をいつでもどこでも誰でも見られるよう「(仮称)はん濫情報発信システム」を構築する。 ③市町は、浸水想定区域図に基づき作成するハザードマップが、洪水安全地図にならないよう、浸水マップの情報を併せて掲載する。 ④市町は、水害・土砂災害・地震を含めた複合的なハザードマップを住民協働で作成する。 ⑤県、市町は、集落単位のハザードマップづくりが進むよう支援する。 ⑥国、県、市町は、常日頃から危険性を実感し、万一の際に円滑な避難誘導につなげるため、まるごとまちごとハザードマップ（浸水深や避難所等洪水に関する情報の看板をまちなかに表示）を実施する。 ⑦市町は、ハザードマップに浸水深に応じた避難方法を明示するなどの工夫を行う。	①②→（4）1）知恵を広める ③④⑤⑥ →（3）1）⑥ハザードマップの有効活用 ⑦→（3）1）④避難方法の明確化	
（3）土地利用規制とまちづくり	行政で守り切れないところでの新たな都市開発などを、規制までは想定しなくても何とか少しでも緩和していく措置がないものかとの問題意識を共通認識としてもった中で、課題や現実性について地域の実情や現行法制度の実態を踏まえて調査・検討する。	■県政モニターアンケートの実施 ・「土地の利用制限についてどう思うか」との問いに対し、9割以上の方が「被害を少なくするための制限ならやむを得ない」と回答。 参考資料4 ■琵琶湖湖南流域水害に強い地域づくり協議会（国、県、関係市で構成）において、はん濫時に壊滅的な被害が予見される箇所の土地利用のあり方を検討 ・起こりえる様々な洪水を対象に、内水も含めた中小河川のはん濫による危険性を示す情報（浸水マップ）の策定公表が必要 ・水害に対する安全・安心な地域づくりを目的とした県条例等により、浸水マップに法的根拠を持たせ、指導助言することが効果的 参考資料5	・開発許可をしたり、建築の許可をするとか、いろいろの場面を通じてそういう危険なところには家を建てさせない、開発をさせないということが重要。 ・床上浸水のおそれがあるようなところについては、やはりそこにある建物自体を移転させるという考え方が必要なのではないか。なかなか河川の改修というのは難しい。移転については、融資制度をつくって、やったらいいのではないか、 ・行政の連携、河川と開発指導との関係、建築と河川との関係を良くしていかなければいけない。	①県、市町は、将来にわたって、はん濫時に壊滅的な被害が予見される箇所においては、少なくとも人命を失わないよう、土地関連法令との整合性にも留意しながら、土地利用規制を行う条例などを検討する。 ②市町は、住民や事業者に対し水害に強い土地利用や住まい方についての指導助言を行う。 ③市町は、浸水マップを、市町のまちづくりに反映させる。 ④県、市町は、想定される浸水深を基準とし、管理する建築物の耐水化を行う。	①②③ →（2）安全な土地利用や住まい方の誘導 ④→（3）⑤避難所の体制強化	